

ものづくり産業分野人材確保支援事業(専門家派遣・成功事例創出) 委託業務

仕様書

1 委託する業務名

ものづくり産業分野人材確保支援事業(専門家派遣・成功事例創出) 委託業務

2 業務の目的

本道企業の自動車関連産業や食関連機械産業等への参入を促進するため、大手自動車メーカーが求めるQCD(品質向上・コスト低減・納期短縮)対応力や、食品メーカーにおける品質管理・生産工程改善などへの対応力を課題とする企業個々に応じた専門家を派遣し、その解決に向けた企業の取組をきめ細かく支援する。

また、経営者の参入意欲喚起を図り、道内ものづくり産業の競争力の底上げにつなげるため、こうした専門家の派遣により、新規参入や生産性の向上、販路拡大等につながった事例を広く普及する成果発表会を開催し、良質な正社員雇用の創出及び定着を図る。

注)「正社員」とは、非正規雇用者(期間の定めのある労働契約を締結する労働者、派遣労働者、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間を下回るものとして雇用される労働者、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されていない労働者を指す。)を除いた労働者を指す(この注意書きで記載する「通常の労働者」を指す。)

注)「良質な正社員」とは、厚生労働省が「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」で示す要件(就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が20万2,500円以上であること及び月平均所定外労働時間が20時間以下であること)を満たす正社員を指す。

なお、当該要件は単年度における1ヶ月あたりの平均値であり、雇用開始時点から毎月、当該要件を満たすことを事業者を求めるものではない。

3 委託業務の内容

(1) 支援体制の整備

道内ものづくり企業の状況に精通し、支援案件の把握から技術的な見地による、専門家の選定・派遣、成果発表会開催まで一連の事業全体をマネジメントできる者を配置する。

(2) 課題の把握、派遣先の選定

ア 課題の把握

自動車関連産業や食関連機械産業等への参入に必要なQCDに向けた生産管理技術や、企画提案力の強化等に意欲のある道内企業を把握する。

事業の周知を積極的に行い、新たな課題の把握に努める。

イ 派遣先の選定

派遣先の選定にあたっては、課題が事業に適合しているか、事業により効果が見込まれるか等について総合的に検討を行い、また過去の本事業利用実績が少ない企業を優先すること。

(3) 専門家の選定・派遣

ア 専門家の登録

鑄造や機械加工などの技術分野や、カイゼン等の生産管理、品質管理など生産技術分野ごとに専門家を登録する。新たな分野の専門家の派遣が必要なときは、随時追加登録を行う。

イ 専門家の派遣

課題に応じた分野の専門家を選定・派遣し、技術的な観点から参入等に当たっての課題の洗い出しや解決に向けた効果的な指導・助言を実施する。

(対象) 次の①及び②に所在するものづくり企業から概ね8社ずつ選定する。

① 空知・石狩・上川・留萌・宗谷（総合）振興局管内

② 後志・胆振・日高・渡島・檜山・オホーツク・十勝・釧路・根室（総合）振興局管内

(企業数) 16社程度

(回数) 1社あたり8回程度

訪問による指導は8回程度とし、必要に応じてリモートやメール等を活用する。

(4) 成果発表会の開催

上記(3)の専門家派遣により、新規参入や生産性の向上、販路拡大等が図られた事例を道内ものづくり企業に広く紹介し、経営者の意欲喚起を図るフォーラムを開催する。

(開催回数) 1回

(場所) 札幌市内

(実施内容) 開催時間は2時間程度、成果発表事例は4社程度とし、参加者が参考となるような内容とすること。

会場開催及びオンライン開催を併用し、より多くの企業等が参加できるものとし、終了後は参加者へのアンケートを実施すること。

(5) 事業実施報告書の作成及び提出

ア 事業実施報告書

上記(1)から(4)の業務に関する報告書：紙媒体1部、電子媒体1部

イ 提出期限 令和6年3月1日(金)まで

(6) 提案に当たっての留意事項

上記(2)～(4)の実施に当たっては、新型コロナウイルス等の感染状況に応じて適切な措置を講じること。

本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。また、原則として、委託経費の50%以上を人件費（給与、謝金）に充てる必要があること。

(アウトカム目標) 良質な正社員の雇用 5名以上

※ 良質な正社員については、令和5年11月末までに、4名以上の雇用を達成できるように努めること。

4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年(2024年)3月1日(金)まで
- (3) その他
- ・ 本入札は、令和5年度の国の交付金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わない場合がある。
 - ・ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務の中止や内容の変更等を求める場合がある。

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1	実施体制
	①実施体制・役割等
2	実施手法
	①業務処理工程表・経費内訳
	②雇用の創出・定着
3	実施方策
	①課題の把握、派遣先の選定
	②専門家の選定・派遣
	③成果発表会の開催
4	実績
	①過去の実績
5	追加提案
	①追加提案
6	道施策との適合性
	①「北海道働き方改革推進企業認定制度」
	②「障がい者雇用」
	③「パートナーシップ構築宣言」

※ 記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費内訳については、業務を効率的かつ効果的に実施できる内容とすること。なお、経費内訳は経費区分・内訳項目のみの記載とし、金額は記載しないこと。
雇用の創出・定着については、良質な正社員雇用が図られる内容とすること。
- ウ 「課題の把握、派遣先の選定」、「専門家の選定・派遣」及び「成果発表会の開催」については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。
- カ 道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は認定書

(写し)を提出すること。

道が実施している「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は認証書(写し)を提出すること。

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、宣言書を提出すること。

なお、複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)の場合は、各制度・宣言において各構成員の認定書等を提出すること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

個人又は法人並びにコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

7 申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格審査申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格審査申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格審査申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和5年(2023年)5月8日(月)17時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも8部
※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和5年(2023年)5月8日(月)17時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となる可能性がある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を事業完了日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び申請書、企画提案書等の提出先
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎8階)

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係（担当：高桑）

電話 011-204-5323 F A X 011-232-2139

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

※@の前は数字の「1」です。